

平成 26 年 2 月 25 日

報道関係各位

非婚のひとり親家庭に対する 寡婦（寡夫）控除のみなし適用を実施します

税法上の寡婦（寡夫）控除は、配偶者との死別や離別によるひとり親家庭は対象となりますが、婚姻歴がない非婚のひとり親家庭の場合対象とならず、所得や税額等に応じて決定される保育料等の負担が重くなっています。

そのため、婚姻歴の有無による不平等を無くす観点から、保育料・学童クラブ育成料・幼稚園就園奨励費補助金・幼稚園児保護者負担軽減補助金・市営住宅使用料の5つの料金・補助金について、児童扶養手当の支給要件に該当する児童を扶養する非婚のひとり親家庭を対象に、寡婦（寡夫）控除のみなし適用を実施します。

■対象者

児童扶養手当の支給要件に該当する児童を扶養する非婚のひとり親家庭

■対象となる料金・補助金及び申請・問合せ先

料金・補助金名	申請・問合せ先
学童クラブ育成料	子ども家庭部子ども育成課子ども育成係 電話 042-551-1733（直通）
保育園の保育料	子ども家庭部子ども育成課保育係 電話 042-551-1780（直通）
幼稚園就園奨励費補助金	
幼稚園児保護者負担軽減補助金	
市営住宅使用料	都市建設部まちづくり計画課住宅グループ 電話 042-551-1961（直通）

■適用日

平成 26 年 4 月 1 日より適用

■問合せ先

企画財政部企画調整課企画調整担当
電話 042-551-1528（直通）